

資料番号	12
------	----

令和6年9月17日
課名 土木建築局道路河川管理課
担当者 課長 宮津
内線 3884

広島県水防計画の修正について

1 要旨

広島県水防計画について、河川における基準水位の暫定運用の終了等を踏まえ、令和6年5月30日に広島県水防協議会の承認を得て、改定した。

2 現状・背景

広島県水防計画は、水防法に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際して、水防管理団体(市町)が行う水防活動が十分に行われることを目的として定めている。

毎年度、計画に関連する事項について変更等があった場合、広島県水防協議会の承認を得て必要な修正を行っている。

3 修正の概要

(1) 計画期間

—

(2) 修正に当たっての考え方

河川における基準水位の修正等を踏まえ、所要の修正を行う。

(3) 主な修正箇所

ア 水位の観測、通報及び公表に関する変更

基準水位を設定している県管理河川のうち、一級河川江の川水系西城川及び二級河川永慶寺川水系永慶寺川について、河川改修工事に伴い水位局を移設したことなどにより基準水位を変更する。

また、一級河川太田川水系三篠川災害復旧助成事業に伴い、白木水位局の基準水位の運用を休止するため、暫定的に設置した三田大橋水位局により、当該区間の基準水位を変更する。

イ 所管事務所の変更

広島県行政機関設置条例の一部が改正され(令和5年広島県条例第25号)、令和6年4月1日から安芸高田市を所管する建設事務所が、西部建設事務所から北部建設事務所に変更された。

ウ 河川監視カメラ及び危機管理型水位計の設置拡充

洪水時における河川の状況を画像として提供できる「河川監視カメラ」を令和4年度までに123箇所設置している。

河川防災情報のさらなる充実・強化を図るため、令和7年度までに新たに91箇所の設置計画を作成し、本年6月に35箇所の運用を開始した。

また、洪水時に特化した「危機管理型水位計」を令和4年度までに101箇所の整備を完了し、本年6月までに新たに11箇所の運用を開始した。

エ 水防車輛

排水機場の整備により一定の内水対策が完了したことから、平成13年度から運用し、現在東部建設事務所に配備している排水ポンプ車を1台廃止する。

浸水被害の早期解消のため拡充した県所有の排水ポンプ車は5台となり、国所有のものと連携し市町等からの要請に対し、県内全域へ運用する。

オ 洪水浸水想定区域図の変更について

6水系29河川の洪水浸水想定区域図の一部に誤りがあったことから、変更の指定告示、洪水ポータルにおける洪水浸水想定区域図の変更作業を完了した。

カ その他の主な修正箇所

【 項 目 】	【 修 正 内 容 】
別表第3 水防管理団体一覧表	消防団員数の異動
別表第6 重要水防箇所及び対策表等	重要水防箇所の追加・修正
別表第23 水位観測所・危機管理型水位計・河川監視カメラ一覧	氾濫注意水位等の変更
別別表第28 水防施設・備蓄資材一覧表	備蓄資材等の更新・修正
別表第11・12・13・14・17・18・22・27・34	組織名称・連絡先の修正

(4) 根拠法令

水防法第7条第1項

3 参考

令和5年度広島県水防計画について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/suiboukeikaku.html>